

夕張市財政再生計画の変更 (平成28年9月)の概要

- 本年6月21日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成28年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

I 経過

- H28.9.6 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

○ 新産業創造等事業助成（+147百万円）

シチズン夕張（株）が工場を新設することにより新たな雇用の創出と産業の増進へ寄与することや、北寿産業（株）がズリの選炭プラントを増設することにより調整炭の生産効率の上昇が認められるため、北海道や道内産炭地自治体等の出資により設立された（社）北海道産炭地域振興センターの補助により、各社に助成するもの。

（財源）空知産炭地域新産業創造等事業助成金147百万円

※ その他の経費において必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋2百万円）、繰入金の増（＋125百万円）、地方債の増（＋4百万円）その他の増（＋147百万円）により278百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋20百万円）、維持補修費の増（＋2百万円）、建設事業費の増（＋5百万円）、公債費の増（＋27百万円）、繰出金の増（＋3百万円）、その他の増（＋222百万円）により278百万円の増

【診療所事業会計】

(1) 歳入

繰入金の増により2百万円の増

(2) 歳出

維持補修費の増により2百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(28年度予算)

(単位：百万円)

区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳 入	地 方 税	799	799	—	
	地方譲与税	57	57	—	
	地方交付税	4,411	4,411	—	
	国・道支出金	2,037	2,039	2	子どものための教育・保育事業費補助金+1 道営住宅管理委託金+1
	繰 入 金	1,425	1,550	125	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+9 財政調整基金繰入金+117
	地 方 債	1,419	1,423	4	消防施設整備事業債+4
	そ の 他	1,135	1,282	147	空知産炭地域進産業創造等事業助成金+147
	合 計	11,284	11,562	278	
歳 出	人 件 費	1,005	1,005	—	
	物 件 費	870	890	20	地方公会計制度改正対応業務+6 ふるさと納税受入れに係る事務+8 消防庁舎内ストーブ更新+2 子ども・子育て支援新制度対応システム改修+2 児童扶養手当システム改修+1
	維持補修費	407	409	2	道営住宅修繕+1
	扶 助 費	1,506	1,506	—	
	建設事業費	1,147	1,152	5	本庁舎温水ボイラー膨張管更新工事+1 南部分団詰所屋根改修+4
	公 債 費	3,673	3,700	27	繰上償還+27
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	987	990	3	国民健康保険事業会計繰出+1 診療所事業会計繰出+2
	そ の 他	1,690	1,912	222	新産業創造等事業助成+147 過年度過誤納還付金（生活保護費国庫負担金）+50 過年度過誤納還付金（生活保護費道費負担金）+1 過年度過誤納還付金（臨時福祉給付金給付事業費補助金）+3 過年度過誤納還付金（障害者自立支援給付費国庫負担金）+9 過年度過誤納還付金（障害児入所給付費等国庫負担金）+1 過年度過誤納還付金（障害者医療費国庫負担金）+4 過年度過誤納還付金（障害者自立支援給付費道費負担金）+5 財政再生計画調整基金積立+1
	合 計	11,284	11,562	278	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

【診療所事業会計】

(28年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	財 産 収 入	0	0	—	
	繰 入 金	103	105	2	一般会計繰入金+2
	諸 収 入	0	0	—	
	地 方 債	0	0	—	
	繰 越 金	0	0	—	
	合 計	103	105	2	
歳 出	物 件 費	0	0	—	
	維 持 補 修 費	0	2	2	受電引込負荷開閉器取替工事+2
	補 助 費 等	41	41	—	
	建 設 事 業 費	0	0	—	
	公 債 費	63	63	—	
	合 計	103	105	2	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市町村: 11.25%~15%

道府県: 5%
市町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市町村: 16.25%~20%

道府県: 15%
市町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用